



# 働きながらお母さん・お父さんになる みなさまへ



働きながら安心して出産や育児ができるよう、妊娠中から  
小学校入学までの間に利用できる様々な制度があります。

妊産婦を対象とした制度を除いて、育児のための制度は**お父さんも利用できます!!**

もし次のようなことでお困りの場合は**千葉労働局雇用均等室**へご相談ください



保育園に入れなくて  
職場復帰できない!

妻が専業主婦で  
あることを理由に  
育児休業の取得を  
拒まれた。



育児のため、  
短時間勤務の利用を申し出たところ  
「パートになってもらう」と  
言われた。

「代替りの者を雇ったので  
育休後の復職先がない」と  
言われた。



妊娠を報告したら  
「辞めて欲しい」と  
言われた。

「パートタイマー  
(契約社員、派遣労働者など)には  
産休・育休はない」と  
言われた。



千葉労働局雇用均等室では、職場における男女差別、母性健康管理、セクシュアルハラスメントの防止、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員の均衡のとれた処遇の確保などについて、ご相談に応じるとともに、事業主への指導や労使間紛争の解決援助を行っています。

### 保育所に入れなかった時は



1歳6か月まで育児休業を延長できます(配偶者と交替取得も可)。

### 子どもが3歳になるまで



・残業が免除される制度があります。  
・短時間勤務(1日6時間)ができます。

### 子どもが病気的时候は



看護休暇(年間5日、就学前の子が2人以上の場合は10日)を両親それぞれが取れます。健康診断・予防接種にも利用できます。

## 育休明けのスムーズな職場復帰をサポートする法律や制度があります。

### パートタイマー、契約社員、派遣労働者も



・産休・育休、看護休暇、残業免除などの制度が利用できます。  
・短時間勤務が利用できます(1日6時間を超える勤務の方)。

### もちろんお父さんも



育児休業できます(妻が専業主婦でも可)。両親ともに育児休業をする場合、最長1歳2か月まで育児休業が取れます。

### 妊娠の報告、育休の申出で解雇されてしまった… パートになるよう言われた…



妊娠・出産、産休・育休を理由とする、解雇等の不利益取扱いは禁止されています。

※産後休業以外の制度の利用は本人の申出が必要です。有期契約の労働者については、各種制度の利用にあたって一定の要件を満たす必要がある場合があります。

資料の請求だけでもお気軽にお電話ください。詳しいパンフレットをご用意しています。

制度が利用できない…  
会社とトラブルに  
なってしまった…

## 千葉労働局雇用均等室へご相談ください

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎1階  
千葉駅東口から徒歩20分 きぼーると県庁の間

TEL. **043-221-2307**  
月～金(祝日を除く)8:30～17:15